

貴社のトレーニング力を活かして、
早期就職を目指す求職者のスキルアップのサポートをしませんか？

求職者支援訓練のご案内

求職者支援訓練とは？

雇用保険を受給できない求職者の方などが職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を目指すための制度です。民間教育訓練機関は厚生労働省の認定を受けた職業訓練を実施します。

★受講者は無料で訓練を受けられます。(テキスト代等は除く)

また、一定要件を満たせば、訓練期間中、職業訓練受講給付金の支給を受けられます。

★訓練実施機関は訓練が適切に行われた場合、奨励金の支給を受けられます。

求職者支援訓練の メリット

- ・貴社の特徴にあわせて訓練コースを設定できます。
- ・人材、施設を有効活用できます。
- ・訓練にあわせて各種奨励金が用意されています。

当機構が訓練の運営を サポートします！

- ・訓練内容や申請書類についての相談
- ・認定申請時の説明会の開催
- ・訓練運営や受講者指導のノウハウに関する講習の実施 など

この制度を利用して、全国約 **650** の民間教育訓練機関が訓練を実施しています。

※令和4年度実績

実施機関のみならず、
続々反響!!

修了生の就職企業から
感謝の声をいただき、
訓練を実施して良かったと
実感しました。



講師のスキルを活かし、事
業拡大ができました。



空き教室や設備を
有効に活用するこ
とができました。

ハロートレーニングとは、公的職業訓練（雇用保険を受給している求職者の方を主な対象とする「公共職業訓練」と、雇用保険を受給できない求職者の方を主な対象とする「求職者支援訓練」の愛称です）



Question 1

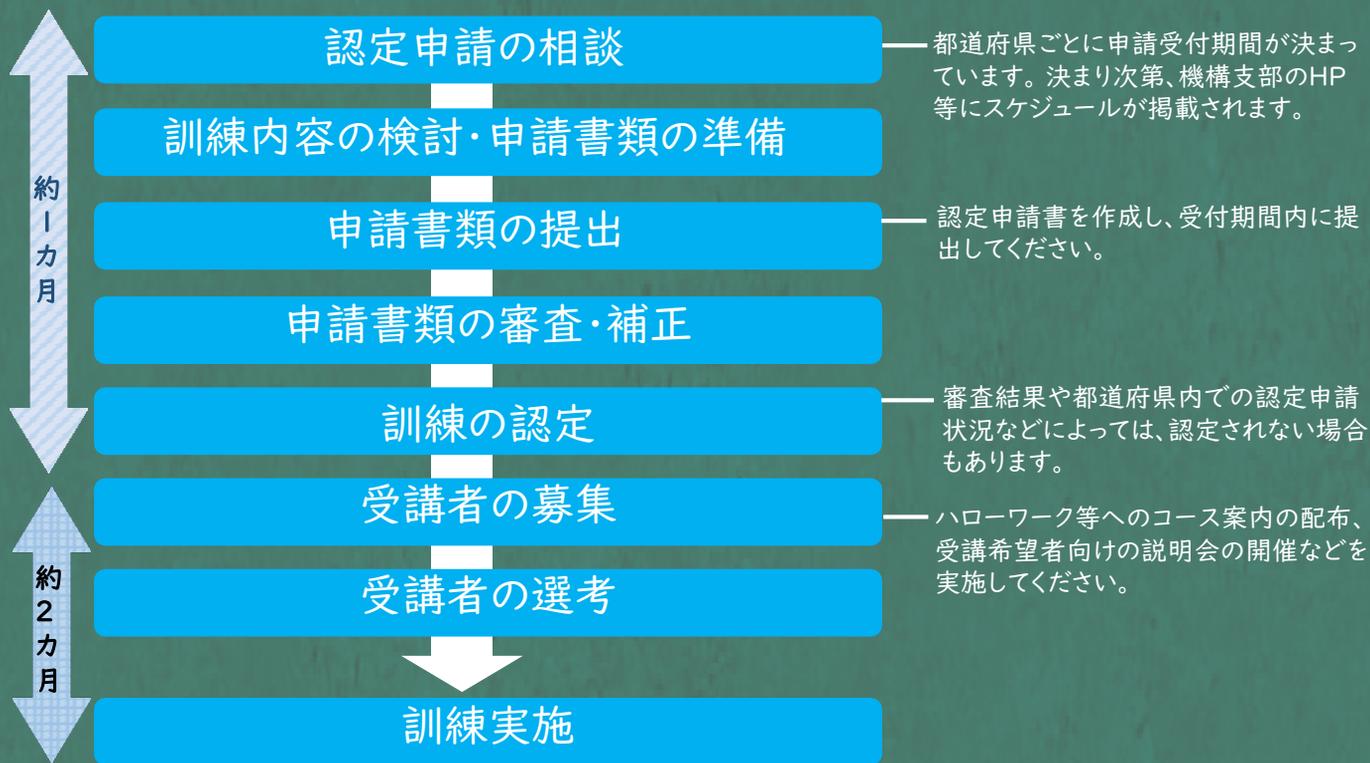
訓練の実施に当たって必要なものは？

- ☑ 過去3年間以内に実施した同期間及び同時間程度の訓練実績
- ☑ 講師・訓練責任者・苦情処理者・事務担当者の配置
- ☑ 訓練を実施する十分な広さの教室
※通所が一切発生しない訓練コースの設定をする場合は必要ありません。
- ☑ 事務室又は書庫、男女別のトイレが整備されている等といった認定基準を満たしていることが必要。



Question 2

訓練を実施するまでの流れは？



※期間は目安です

Question 3

訓練実施奨励金とは？

訓練実施機関は、都道府県労働局から受講者数や就職率に応じた訓練実施奨励金の支給が受けられます。詳しくは都道府県労働局にお問い合わせください。

①基本奨励金

・基礎コース6万円×受講者数×月 ・実践コース5万円×受講者数×月

②付加奨励金(実践コースのみ)

修了者等の雇用保険適用就職率に応じた額

・35~59% 1万円×受講者数×月 ・60%以上 2万円×受講者数×月

③保育奨励金(託児サービス支援付きの訓練を実施した場合)

児童1名当たり6万6千円を上限とした実費×月



Question 4

訓練の種類について知りたい!

就職に関する基礎的な知識や技能を習得する訓練コース

特定の職種に必要な基礎的・実践的な技能等を習得する訓練コース



訓練カリキュラム

訓練時間

基礎コース(2~4カ月)	実践コース		
	通常訓練 (3~6カ月※2)	短期・短時間特例訓練 (2週間~6カ月)※3	eラーニングコース (2~6カ月)※4
社会人スキルを身につける職業能力開発講習※1の設定	職業能力開発講習の設定は不可	職業能力開発講習の設定は不可	職業能力開発講習の設定は不可
職業スキル(学科・実技)	職業スキル(学科・実技)	職業スキル(学科・実技)	職業スキル(学科・実技)、対面指導、習得度確認テスト
職場見学・職場体験・職業人講話	職場見学・職場体験・職業人講話	職場見学・職場体験・職業人講話	職場見学・職場体験・職業人講話
企業実習 ※任意設定	企業実習 ※任意設定	企業実習 ※任意設定	企業実習 ※任意設定
就職支援(個別相談等)	就職支援(個別相談等)	就職支援(個別相談等)	就職支援(個別相談等)
1カ月につき100時間以上であり、かつ、1日につき原則として5時間以上6時間以下であること(短時間訓練は、1カ月につき80時間以上であり、かつ、1日につき原則として3時間以上6時間以下であること。)	1カ月につき60時間以上であり、かつ、1日につき原則として2時間以上6時間以下であること。	1カ月につき80時間以上であること(令和3年10月1日から令和6年3月31日までの間に開始される訓練コースについては1カ月につき60時間以上とする。)	

- ※1 職業能力開発講習とは、原則、最初の1カ月目に社会人としてのビジネスマナーやコミュニケーション能力等を身につけるための訓練です。
- ※2 安定的な就職に有効な資格を取得できる特定のコースについては、2カ月の設定ができます。
- ※3 令和3年2月25日から令和6年3月31日までの間に開始される訓練コースにおいて設定可能な時限措置であること。
短期・短時間特例訓練の受講対象者は、「複数の事業所で雇用される者、不安定な就労状態にある者(期間の定めのある労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者)等の在職中の者で訓練受講にあたって訓練時間に特に配慮を必要とする者、又は職業相談を通じて短期特例訓練の受講が就職可能性を高めるために有効と判断される離職者」となります。
- ※4 令和3年10月1日より実践コースについては、eラーニングで実施することが可能になりました。訓練カリキュラムの構成によっては、受講者が一切通所しない訓練コースの設定が可能となります。詳しくは、「申請書の提出に当たっての留意事項(eラーニングコース用)」をご覧ください。
(URL) https://www.jeed.go.jp/js/shien/05_040|e-learning.html

修了後に想定する職業・職種により、訓練分野を設定します。(基礎コース・実践コース共通)

訓練分野	想定する職業・職種(例)	訓練分野	想定する職業職種(例)
介護・医療・福祉分野	訪問介護職、施設介護員	営業・販売・事務分野	経理事務員、小売店販売員
IT分野	Javaプログラマー、社内システムエンジニア	デザイン分野	Webデザイナー、Webクリエイター
医療事務分野	医療事務員	理容・美容関連分野	エステティシャン、ネイリスト

※訓練分野は一例です

【関連情報】

◎求職者支援制度の紹介

落語家の三遊亭円楽師匠が求職者支援制度について動画で紹介しています。

<https://www.jeed.go.jp/js/shien/shiro.html> (当機構ホームページ)



◎求職者支援訓練の認定基準等

求職者支援訓練の適正な実施に当たり、訓練実施に係る運営体制、施設の設備、講師の要件等が定められています。

<https://www.jeed.go.jp/js/shien/shinsei.html> (当機構ホームページ)



◎カリキュラム作成ナビ

求職者支援訓練の訓練カリキュラムの検討において参考となるツールとして、カリキュラム作成ナビを用意していますので、ご活用ください。

https://www.jeed.go.jp/js/shien/curriculum_navi.html (当機構ホームページ)



◎ハローワークインターネットサービス

ハローワークがあっせんする全国の職業訓練(ハロートレーニング)の検索ができます。

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp> (厚生労働省)



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

訓練実施機関の募集、認定については、各都道府県に所在する支部において行いますので、詳しくはお近くの支部までお問い合わせください。

※機構ホームページ(<https://www.jeed.go.jp>)からも都道府県支部の所在地や連絡先をご確認いただけます。



各都道府県支部ページへ

